○四国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻二二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	A　八・〇〇～六七・〇〇（メートル）	一二・九〇三（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　一〇・一六～一〇一・〇〇	九・六〇六	
	後	A　八・〇〇～六七・〇〇	一二・九〇三	
		B・C　一〇・一六～一〇一・〇〇	九・六〇六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	香南市夜須町手結山字長田一四七番地先から同市夜須町手結山字長田一五〇番地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所
〃	香南市夜須町手結山字西中谷六五五番一地先から同市夜須町手結山字捨石五七七番一地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十五年四月十二日

○九州地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十六号	鹿児島市平川町字峠ノ下二四五五番一から同市字峠ノ下二四四三番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十二日

○九州地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
霧島市国分広瀬三丁目一一〇〇番二から同市国分広瀬三丁目一〇九六番二まで	前	一七・七八～二三・一六（メートル）	〇・〇三九（キロメートル）	
	後	一七・七八～三七・五八	〇・〇三九	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	霧島市国分広瀬三丁目一一〇〇番二から同市国分広瀬三丁目一〇八九番一一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年四月十二日

○北海道開発局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道積丹郡積丹町大字美国町字ベンザイトマリ一〇一五番一五から同町大字美国町字ベンザイトマリ一〇一五番一六まで	前	三四・九六～四三・一一（メートル）	〇・一八〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	三四・九六～四四・六四	〇・一八〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町富川北二丁目二〇三番一三から同町字厚賀町一二八番一まで	前	BA　一七・五〇～一二〇・〇〇（メートル）	二〇・七四〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		BA　二四・〇〇～二三二・〇〇	二〇・四五〇	
	後	BA　一七・五〇～一二〇・〇〇	二〇・七四〇	
		BA　二四・〇〇～二三八・二〇	二〇・四五〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ二九三番一地先から同町字ウラウスナイ二九一番七地先まで	前	三九・八五～四〇・〇七（メートル）	〇・〇三〇（キロメートル）	
	後	三九・八五～四七・二五	〇・〇三〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部